

大学大憲章

イタリアのポロニア

1988年9月18日

前文

文末に署名している学長達は、ヨーロッパ共同体での国家間の境界が完全に消滅する4年前に、ヨーロッパ最古の大学の900周年のためにポロニアに集い、すべてのヨーロッパ諸国間での広範な協力を展望し、変動しますます国際化する社会にあって大学の果たすべき役割について国民ならびに国家が以前にも増して認識するだろうことを信じて、つぎのことを検討した。

- 1) 間近になったこの千年紀の終わりに当たって、人類の将来は文化、科学、技術の発展に大きく依存しており、その発展は真の大学に象徴されるような文化、知識ならびに研究を中心として築かれる。
- 2) 若い世代に知識を広めるといふ大学の任務は、今日の世界では、全体として社会に奉仕することであり、特に社会の文化的、社会的、経済的な未来のために継続教育にかなりの投資を必要とすることを意味している。
- 3) 大学は未来の世代に教育と研修を提供しなければならない。自然環境と生活それ自体の全般的調和を尊重することを若者に教え、その若者を通じて他の者にも教えることである。署名したヨーロッパの学長達は、現在ならびに将来にわたって大学の使命を支持する基本的な原則をすべての国家ならびにすべての国民の良心に訴える。

基本的原則

1. 大学は地理および歴史的遺産の故にさまざまに違って組織された社会の中心に位置する自律的機関である。それは研究と教育によって文化を創造し、吟味し、評価し、伝達する。それを取り巻く世界のニーズに応えるために、その研究と教育はあらゆる政治的権威からは道徳的そして知的に独立であり、すべての政治的権威ならびに経済的権威から知的に独立している。
2. その教育が変動するニーズ、社会の要請、科学的知識の進歩に遅れをとらないために、大学における教育と研究とは不可分である。
3. 研究と教育における自由は大学の生命の基本原則であり、政府と大学はそれぞれがこの基本的な要請を尊重することを確認しなければならない。大学は、不寛容を退けていつでも対話に応じ、知識を伝達することができ、研究と革新によって知識を発展させることのできる有能な教師と、その知識で心を豊かにする資格と能力と意思のある学生にとって理想的な出会いの場である。
4. 大学はヨーロッパ人文主義者の伝統の継承者であり、絶えず配慮していることは普遍的知識を獲得することにある。その職責を果たすために、地理的、政治的境界を乗り越え、異なる文化がお互いに理解し影響し合うために不可欠であることを確認することである。

る。

手 段

そのような原則に従うことでこれらの目標を達成するために、条件を表すのに適した効果的な手段が必要である。

1. 研究と教育における自由を守るために、その自由を実現するのに適した仕組みが大学共同体のすべてのメンバーに準備されていなければならない。
2. 教師の募集およびその地位規定は、研究と教育とが不可分であるという原則に従わなければならない。
3. それぞれの大学は、特定の状況での妥当な許容範囲内で、学生の自由が保護され、習得することを目指している文化と研修を習得できるような条件を享受することが保証されなければならない。
4. 大学では、とくにヨーロッパにおいて、情報と資料とを相互に交換し、学習の進展のために頻繁に共同プロジェクトを実施することは、知識の絶えざる進歩のために本質的であるとみなされている。したがって、その歴史の最初の頃と同じように、教師と学生の移動を促進し、さらに同じ地位、肩書き、試験(国別の学位による差別がない)、そして現在実施されている条件でのその使命を達成するのに本質的な奨学金の支給などの一般的政策に配慮する。

署名した学長は、その大学を代表して、超国家的な組織に関してと同じように、それぞれの国を後押しできる権限においてあらゆる努力をし、自由に決定し宣言された大学での全会一致の要望を表明しているこの大憲章について粘り強くその政策を推進するよう努力する。

(西之園 晴夫 訳)